

Title	ビル管理法の一部改正
Author(s)	榑, 孝悌
Citation	makoto. 1980, 32, p. 2-2
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/86093">https://doi.org/10.18910/86093</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# ビル管理法の一部改正

厚生省環境衛生局長

榊 孝悌

## 一、はじめに

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）は、多数の人が使用、利用する建築物について、適切な維持管理を行わせることにより、建築物における衛生的な環境を確保することを目的として、昭和四五年に制定された法律である。

近年の経済成長、人口の都市集中、建築技術の進歩等により、建築物の高層化、大型化が進み、その中で一日の大半を過ごす人が増加したことに伴い、建築物の衛生的環境を確保することが国民の生活環境を良好に保つうえで重要となってきた。一方、近年のビルは、空気環境等を人工的に調整することを前提として作られており、使用者、利用者が自由に換気、通風等を行うことができない構造のものが多くなっている。したがって、人工的調整が適切でない場合には、いわゆる冷房病や頭痛、下痢等人的健康が損なわれる事態が発

生することが十分に考えられる。こうした事情から、ビル管理法が制定され、建築物における環境衛生上の維持管理の適正化を図ることとなったものである。

ビル管理法が制定されて十年近くになるわけであるが、この間にビルの増加は著しく、これに伴って、ビル内の清掃、空気環境の測定、ねずみ、こん虫等の防除といったビルの環境の衛生的管理を行う業者も増加してきている。

建築物の衛生的環境を確保するためには、このようなビルの衛生的管理を行う業者の資質の向上が必要である。こうした観点から、これらの事業者について一定の人的、物的要件を満たす場合に、都道府県知事の登録が受けられることとし、これら事業者の資質の向上と従事者の技術・技能の向上を図ることを目的として、ビル管理法の一部改正が行われたものである。

## (1) 事業者の登録制度

次の事業を営んでいる事業者は、その事業区分に従い、営業所ごとにその所在地の都道府県知事の登録が受けられることとされた。

(ア) 建築物における清掃事業

(イ) 建築物における空気環境測定事業

(ロ) 建築物における飲料水の水质検査事業

(ハ) 建築物の飲料水の貯水槽の清掃事業

(ニ) 建築物におけるねずみ・こん虫等の防除事業

(ホ) 建築物における清掃、空気環境の測定及び日常の簡易な水质検査を合せ行う一般管理業

登録を受けるには、各事業を行うための機械器具その他の設備と事業に従事する者の資格が一定の基準を満たしていなければならない。この基準は厚生省令で定めることとされているが、後述のように登録の開始まで経

過期間が設けられているため、この厚生省令は現在のところ未制定である。なお、この基準は多数の人が使用、利用する建築物について、それぞれの事業を行うに必要、かつ、十分なものでなければならぬことは当然である。

登録の有効期間は三年で、登録を受けた事業者は登録業者である旨の表示をすることができ、一方、登録を受けていない者が、登録業者もしくはこれに類似する表示をすることは禁止されている。

(2) 登録事業者等の団体の指定  
ビルの衛生管理を行う事業者の資質の向上を図るためには、国や都道府県が適切な指導を行うことも必要であるが、事業者が組織する団体によって、自主的に技術・技能の改善・向上を図っていくことが重要である。

このような観点から、今回の改正では、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、登録業者またはその団体を社員とする社団法人を、厚生大臣が、各事業ごとに、全国的に事業を行う団体として指定することとされた。指定を受けた社団法人（指定団体）は、次の事業を行うこととされている。

(ア) 登録業者の業務を適正に行うための技術上の基準の設定  
(イ) 登録業者の業務についての指導  
(ロ) 登録業者の業務に従事する者に対する研修  
(ハ) 登録業者の業務に従事する者の福利厚生事業

厚生大臣は、必要があると認めるときは、指定団体に対して改善命令を出すことができ、指定団体がこの改善命令に違反したときは、厚生大臣はその指定を取り消すことができることとされている。

三、施行期日等  
ビル管理法の一部を改正する法律は、昭和五五年四月二五日に成立し、同年五月一〇日に公布、同日から施行された。しかし、経過措置として、施行の日から一年間は登録することができないこととなっているため、登録が行われるのは、昭和五六年五月一〇日以降となる。登録基準を定める厚生省令は、この間に定められることとなっている。

